

仕 様 書

1 件名

苫小牧市未来まちづくり戦略に基づくシティブランディング・プロモーション事業

2 業務背景・目的

本市の総人口は、164,814人（令和7年3月末現在）であり、平成25年（2013年）の174,485人をピークに減少に転じている。本市では、人口減少・少子高齢化が進む中、持続可能なまちづくりの実現に向け、ものづくり産業のさらなる展開、臨海ゾーンにおけるロジスティクスの展開、臨空ゾーンにおける国際リゾートの展開というダブルポートシティの特性を活かした成長戦略を掲げており、令和3年3月にこれらの成長戦略の方向性を示す「苫小牧都市再生コンセプトプラン」を策定し、それに基づく様々な施策を展開してきた。

また、令和6年度には本市周辺エリアにおける次世代半導体産業の進出や苫小牧駅周辺の再整備、データセンターの誘致、脱炭素先行地域の選定によるGX関連施策の推進等に伴って、市内及び市周辺エリアにおける生活環境や企業活動に与える影響を想定し、社会情勢の変化やまちづくり動向を踏まえた今後のまちづくりの在り方を「苫小牧市未来まちづくり戦略」としてまとめたところである。

本事業は令和6年度に策定した「苫小牧市未来まちづくり戦略」における各施策・事業を展開することで、本市の地域資源や都市構造・機能を活かした民間参入や活動をより促進させ、かつその活動が市民の生活の質の向上や幸福・心身の充実等の暮らしの豊かさにつながるまちづくりを実現することを目的とする。

3 契約予定期間

契約締結日から令和8年3月31日（令和7年度）

契約締結日から令和9年3月31日（令和8年度）予定

契約締結日から令和10年3月31日（令和9年度）予定

※ 本事業は令和7年度の内閣府「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」に採択された事業であり、当該交付金の令和7年度の履行内容が良好と認められること、令和8年度及び令和9年度の交付対象となること、本市予算が成立（市予算が議会で議決）されることを条件として、令和8年度及び令和9年度の契約を認めることができるものとする。

4 提案上限金額

18,500千円（令和7年度）

28,500千円（令和8年度）予定

30,000千円（令和9年度）予定

上記金額は、消費税10%相当額を積算した金額を含むものとする。

5 業務内容等

業務内容は下記のとおりとする。なお、業務内容については、様々な状況に応じて実施内容やスケジュールが変わることも予想されることから、あくまで現時点で想定する業務内容とし、変更する場合は、受託者と協議の上、決定することとする。

(1) 令和7年度事業

ア ブランドアーキテクト作成

まちづくりの推進力となるコンセプトや情報発信ツールなどの制作

(ア) コミュニケーションコンセプトの作成

・まちづくりのコンセプトとなるコピー、ロゴマークなどの制作

(イ) コミュニケーションツールの作成

・情報発信を行うためのホームページ、ポスターなどの制作

(ウ) 市民向けアンケートの実施

・市民のシティブランド意識などに関する調査の実施

イ デザインガイドラインの作成

まちづくりに関わる官民のさまざまな制作物の指標となるデザインガイドラインの作成

(ア) 市民ワークショップ、関係者ヒアリングの実施

(イ) デザインガイドラインの作成

(2) 令和8年度事業

令和7年度に作成したコミュニケーションコンセプトや、コミュニケーションツールを活用し、道内外のマスメディア等と連携した情報発信の強化を図るとともに、デザインガイドラインについては、事業者等に対するマニュアル制作や説明会、セミナー等を開催する。

(3) 令和9年度事業

令和7、8年度の結果を踏まえ、市内外のプロモーション活動の見直しを行い、市民や関係機関等が本市のブランド価値を共有し、それぞれの活動を通してブランド発信をしていくことができる環境を整備する。

6 業務実施体制

- (1) 受託者は、業務監督者及び業務担当者を持って、秩序正しい業務を行うとともに当該業務を実施するため、適正な人員を配置すること。
- (2) 業務検討において本市が選定したコーディネーター等が同席する場合がある。

7 業務スケジュール

契約締結後～2週間 業務実施計画の作成・承認

契約締結後2週間～ 業務開始

令和7年12月 中間報告を実施

令和8年3月 最終報告を実施

令和8年3月31日 成果物納入

8 納入成果物

(1) 調査結果報告書等

A 4 版両面刷（50~100 頁程度）の電子データを記録した CD-R 又は DVD-R 1 枚

(2) 本業務により収集・作成した資料（電子データ含む）等 一式

(3) 電子媒体の形式は Microsoft Office Word、Excel 又は PowerPoint、PDF のいずれかを使用するものとし、これら以外のアプリケーションを使用する場合は、事前に本市の承諾を得るものとする。

9 納入期限

必要となる資料の作成・提出については、その都度、本市の指示を受けること。全ての納入物を契約期間の終了日までに納品すること。

10 連絡調整等

(1) 受託者は、作業の実施に当たっては、本市と連絡を密に取り、十分に協議すること。また、疑義が生じた場合には、速やかに本市の指示を受けること。

(2) 本市から追加指示（仕様書記載事項以外の事項が発生の場合）がある場合には、書面（電子メール含む）により行う。なお、口頭で指示した場合は、当該指示内容を記載した書面を速やかに交付する。

(3) 受託者は、本仕様書に定めのない事項で本業務の遂行上必要な業務等がある場合には、本市と協議の上、その指示（書面（電子メール含む））に従うこと。

(4) 前記(2)又は(3)の場合における追加の指示または業務等は、本仕様書の記載事項とみなす。この場合において、新たに経費が発生する場合は、本市と受託者の間で協議の上、決定する。

11 支払条件

契約代金の支払いは、事業完了後に一括払いとする。

なお、上記以外の支払い方法については、本市と協議すること。

12 著作権等

(1) 本業務の遂行により生じた著作権は、全て委託者に譲渡する。ただし、著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利は、本譲渡の対象外とする。

(2) 第三者が権利を有している画像等を使用する場合には、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

(3) 撮影する際の肖像権については事前に同意を得ること。

(4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に

必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。

- (5) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら本市の責めに帰する場合を除き、受託者は自らの責任と負担において、一切の処理を行うものとする。

13 業務上の留意事項

- (1) 業務において、受託者の責めに帰すべき理由により参加者及び第三者の生命、身体及び財産に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、受託者の責任において速やかに処理及び解決しなければならない。また、その結果等について、速やかに書面により本市に報告すること。
- (2) 災害その他不可抗力等本市及び受託者の双方の責めに返すことが出来ない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務の継続の可否について協議する。また、一定期間内に協議が整わない場合、本市は事前に書面での通知により契約を解除できる。
- (3) 本業務を実施するにあたり、業務上知り得た情報の開示、漏洩、業務外使用はしないこと。また、必要な措置を講じ、個人情報の流出防止に万全を期すこと。
- (4) 受託者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、必ず本市と協議すること。

14 問い合わせ先

苫小牧市総合政策部未来創造戦略室

〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号

TEL: 0144-32-6229